

資 料 提 供	
平成18年11月17日	
担 当 課	財 政 課
担 当 者	神 門
電話(内線)	7 0 4 3

## 平成18年11月定例県議会付議案

議案第 1号 平成18年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

議案第 3号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第 4号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第 5号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第 6号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 7号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 8号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第 9号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第10号 鳥取県副知事定数条例の設定について（行政経営推進課）

地方自治法の一部が改正され、副知事の定数を条例で定めることとされたことに伴い、鳥取県の副知事の定数を1名と定めるものである。

[平成19年4月1日施行]

議案第11号 鳥取県認定こども園に関する条例の設定について（子ども家庭課）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定され、就学前の教育、保育及び子育てを総合的に提供する施設を都道府県知事が認定こども園として認定する制度が設けられたことにかんがみ、認定こども園の認定基準を定めるものである。

[公布施行]

議案第12号 鳥取県情報公開条例の一部改正について（県民室）

県民以外の者からの任意開示請求について、開示請求に係る文書に第三者情報が含まれている場合は、当該第三者に意見照会をするとともに、第三者が非開示を希望する場合は非開示とすることなど、第三者の利益を保護するために必要な改正を行うものである。

[公布施行]

議案第13号 鳥取県手数料徴収条例等の一部改正について（庶務集中局指導管理室）

受益と負担の公平確保を図るため、法令又は条例に定めがないことによりこれまで手数料を徴収していなかった各種証明書の発行事務について、当該証明書の発行に関し手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料等の額を見直す等の改正を行うものである。

（手数料等の概要）

鳥取県手数料徴収条例の一部改正

ア 設定

事務の区分	手数料の額	
	単位	金額
(ア) 認証した旨を附記した宗教法人の規則の謄本の再交付	1件につき	650円
(イ) 行政書士試験の合格証明書の交付	1件につき	650円
(ウ) 地方公務員として県に在職した履歴、退職その他の事実の証明（労働基準法等に基づく証明は除く。）	1件につき	650円
(エ) 県立保育専門学院、看護師等養成施設、歯科衛生専門学校、高等技術専門校及び農業大学校における成績証明書及び卒業証明書の交付（卒業した者に対し交付するものに限る。）	1件につき	420円
(オ) 道路の幅員に関する証明書の交付	1件につき	650円
(カ) 採石業者登録証の再交付	1件につき	4,500円
(キ) 採石業務者管理者試験合格証又は業務管理者認定証の再交付	1件につき	2,000円
(ク) 砂利採取業者登録証の再交付	1件につき	4,500円
(ケ) 砂利採取業務主任者試験合格証又は業務主任者認定証の再交付	1件につき	2,000円
(コ) 建築士事務所の登録に関する証明書の交付	1件につき	650円
(サ) 教育職員の免許状の授与又は交付に関する証明書の交付	1件につき	650円
(シ) 県立高等学校又は特別支援学校における単位取得、学習成績、卒業、修了その他の証明書の交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）	1件につき	420円

イ 引上

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
(ア) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1件につき	7,000円	8,000円
(イ) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	1件につき	630円	650円
(ウ) 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき	600円	650円
(エ) 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付	用紙1枚につき	520円	650円
(オ) 漁船の登録の謄本の交付	用紙1枚につき	440円	650円
(カ) 建設業の許可に関する証明書の交付	1通につき	400円	650円
(キ) 解体工事業者の登録に関する証明書の交付	1件につき	400円	650円

ウ 引下

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
(ア) 旧軍人軍属の履歴に関する証明書の交付	1件につき	700円	650円
(イ) 計量証明事業の登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき	760円	650円
(ウ) 浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき	680円	650円

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正（景観まちづくり課）

- ・建築確認台帳に記載された事項に関する証明書の交付 1件につき 650円

鳥取県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域等を定める条例の一部改正（畜産課）

- ・検査証明書、予防接種証明書、家畜薬浴証明書、家畜投薬証明書及び無病証明書の交付  
1件につき 850円 420円

鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正（道路企画課）

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用物件に道路区域内の地面に設けられる自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるために必要な車輪止め装置その他の器具が追加されたことに伴う道路占用料

- ・非課税とされる占用...占用面積1平方メートル当たり1年につき、近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額

- ・非課税とされる占用以外の占用...占用面積1平方メートル当たり1年につき、近傍類似の土地の時価に0.0189を乗じて得た額

鳥取県警察手数料条例の一部改正（警察本部会計課）

- ・自動車保管場所証明再交付手数料 1件当たり 400円 650円

[平成19年4月1日施行 ほか]

議案第14号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

県営住宅の設置及び管理に関し、所要の改正を行うものである。

（改正の概要）

- ・八東第1団地を八頭町へ移管することに伴い、八東第1団地に係る条項を削除する。
- ・その他所要の規定の整備を行う。

[平成19年1月1日施行 ほか]

議案第15号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について（水産課）

市場施設の有効活用を図るため、市場施設使用料に新たな利用項目を設定するほか、市場施設使用料の適正な徴収を行うため、使用料徴収対象の定義を見直す等、所要の改正を行うものである。

（改正の概要）

仲卸業務等に係る使用料徴収対象の定義の変更

- ・仲卸店舗内で販売する業務 卸売業務施設内で販売する業務

使用料の設定

- ・仲卸業務のための利用 1,330円/m<sup>2</sup>
- ・仕立て場のための利用 1,330円/m<sup>2</sup>

[平成19年4月1日施行 ほか]

議案第16号 鳥取県監査委員条例の一部改正について（監査委員事務局）

地方自治法の一部が改正され、これまで4人とされていた都道府県の監査委員の定数を条例で増加することができるようになったことに伴い、監査の充実・強化を図るため、監査委員の定数を増員するほか、所要の改正を行うものである。

改正の内容：現行4名 6名

[平成19年4月1日施行 ほか]

議案第17号 鳥取県総合開発審議会条例等の廃止について（政策法務室）

必要性の薄れている条例等を一括して廃止するものである。

[公布施行]

議案第18号 財産を無償で貸し付けること(皆生養護学校敷地)について(教育環境課)

相手方：米子市  
 貸付財産：普通財産

種類	所在地	数量
土地	米子市新開一丁目1400番地16号	241m <sup>2</sup>

貸付期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日まで  
 無償貸付理由：現在も市道として使用しており、引き続き無償貸し付けするものである。

議案第19号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(企業立地課、西部総合事務所県民局)

和解の相手方：米子市 法人  
 和解の要旨：県は、金2,800,000円を和解の相手方に支払う。  
 概要：鳥取県新規・成長分野雇用創出奨励金の支給対象範囲について、西部総合事務所の職員が誤った教示をしたことにより、和解の相手方が損害を被ったもの。

議案第20号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の制定について(産業開発課)

鳥取県が設立する地方独立行政法人鳥取県産業技術センターについて、地方独立行政法人法の規定に基づき定款を定めるものである。

議案第21号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利を定めることについて  
 (産業開発課、産業技術センター)

相手方：地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
 財産の内容：

種類	所在地	数量	権利の種別
土地	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2 ほか2件	77,379.49m <sup>2</sup>	所有権
建物	鳥取市若葉台南七丁目1番1 産業技術センター鳥取庁舎エントランス棟(鳥取市) ほか18件	22,018.22m <sup>2</sup>	所有権

議案第22号 境港管理組合規約の一部変更に関し島根県と協議することについて(空港港湾課)

地方自治法の改正に伴い、出納長を廃止し会計管理者を置くものとされたこと及び吏員とその他職員の区分を廃止するものとされたことにかんがみ、境港管理組合規約の一部を変更することに関し島根県と協議するものである。  
 [平成19年4月1日施行]

議案第23号 当せん金付証券の発売について(財政課)

平成19年度宝くじ発売総額：55億円以内  
 (平成18年度宝くじ発売議決額：55億円以内)

議案第24号 平成17年度決算の認定について(財政課)

一般会計歳入歳出決算額  
 歳入 390,684,337千円  
 歳出 382,174,492千円 翌年度に繰り越すべき財源 2,564,438千円  
 差引 8,509,845千円 実質収支 5,945,407千円

各特別会計決算額総計  
 歳入 11,939,767千円  
 歳出 9,500,879千円  
 差引 2,438,888千円

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 平成17年度鳥取県継続費精算報告書について（財政課）

事業名	年度	精算額（円）
県庁本庁舎6・7階改修事業費	16～17年度	77,744,100
境港総合技術高等学校教室・海洋・福祉棟整備費	14～16年度	1,153,087,200
鳥取中央育英高等学校第2体育館整備費	15～17年度	372,322,897
日野高等学校温室等整備費	16～17年度	47,430,000
高等学校冷房設備整備費	16～17年度	323,083,950
倉吉総合産業高等学校部室棟整備費	15～17年度	122,644,719
米子工業高等学校整備費	16～17年度	478,604,313
倉吉農業高等学校女子寮拡張整備費	16～17年度	35,497,000
境港総合技術高等学校食品加工実習棟整備費	15～17年度	301,105,500
白兔養護学校高等部棟等整備費	15～17年度	894,220,750
倉吉養護学校高等部棟等整備費	15～17年度	610,965,540
倉吉養護学校内部改造事業費（肢体不自由部門対応）	16～17年度	54,701,960

## 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

### （1）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について（平成18年10月24日専決）（住宅政策課）

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名  
 乙 甲の連帯保証人1名  
 丙 甲の連帯保証人1名

和解の要旨：・県及び和解の相手方は、和解の相手方が和解期日までに未納家賃503,000円を県に支払ったことを確認する。  
 ・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約を解除する意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。  
 ・和解の相手方は、損害賠償金99,191円の支払義務があることを認め、平成19年10月30日までに毎月分割して県に支払う。  
 ・その他、今後の家賃未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。

和解の理由：県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡し等請求事件について、鳥取地方裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、和解するものである。

### （2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年10月26日専決）（道路企画課）

和解の相手方：岡山県浅口郡里庄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 54,598円（県過失3割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年8月15日、大阪府守口市個人が主要地方道豊房御来屋線を和解の相手方所有の普通乗用自動車で行走中、路面を横断している溝の上を通過した際、はずれていた溝ぶたに乗り上げ、同車両が破損したものである。

### （3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年10月27日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：東伯郡三朝町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 89,823円（県過失9割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年7月21日、倉吉警察の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右後方から進行してきた和解の相手方が運転する小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成18年11月1日専決)(農業大学校)

和解の相手方：倉吉市 個人  
和解の要旨：県は、損害賠償金 78,078円(県過失10割)を和解の相手方に支払う。  
事故の概要：平成18年6月26日、農業大学校の職員が、公務のため和解の相手方を同乗させて軽貨物自動車を運転中、ハンドル操作を誤ったことにより川へ転落し、和解の相手方が負傷したものである。

(5) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について(平成18年11月8日専決)(住宅政策課)

和解の相手方：甲 県営住宅の入居者1名  
乙 甲の利害関係人1名  
和解の要旨：  
・県及び和解の相手方は、和解の相手方が和解期日までに未納家賃485,500円を県に支払ったことを確認する。  
・県は、和解の相手方甲に対してなした県営住宅に係る賃貸借契約を解除する意思表示を撤回し、和解の相手方甲が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。  
・和解の相手方は、損害賠償金246,972円の支払義務があることを認め、平成19年11月30日までに毎月分割して県に支払う。  
・その他、今後の家賃未納時の取り扱い、損害賠償金の支払に係る取り扱い等について取り決める。  
和解の理由：県営住宅の家賃を滞納したことに係る建物明渡し等請求事件について、鳥取地方裁判所の和解勧告があったことにかんがみ、和解するものである。

(6) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について(平成18年11月9日専決)(指導管理室)

租税特別措置法等の一部が改正されたことに伴い、条例で引用している条項及び用語の改正を行うものである。  
[公布施行]

(7) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について(平成18年11月9日専決)

(住宅政策課)

土地区画整理法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例で引用している条項の改正を行うものである。  
[公布施行]

(8) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

(平成18年11月10日専決)(職員課)

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例について、条例で引用している条項及び用語の改正を行うものである。  
関係条例：鳥取県行政財産使用料条例 ほか  
[平成19年4月1日施行]

(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の

報告に関する条例の一部改正について(平成18年11月10日専決)(障害福祉課)

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用している用語の改正を行うものである。  
[平成18年12月23日施行]

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年11月10日専決）（空港港湾課）

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 179,592円（県過失10割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年9月18日、県が米子港内に設置している港湾利用者等に対する注意看板が、強風により吹き飛び、和解の相手方が所有する小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(11) 鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について（平成18年11月10日専決）（警察本部会計課）

地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、条例で引用している条項及び用語の改正を行うものである。

[ 公布施行 ]

(12) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成18年11月10日専決）

（人権教育課）

相手方：東京都江戸川区 個人

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金貸付金の返済、延滞金の支払並びに訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年11月14日専決）（総務課）

和解の相手方：甲 境港市 個人

乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 110,354円を和解の相手方甲に、168,466円を和解の相手方乙にそれぞれ支払う（県過失3割）。

事故の概要：平成18年8月30日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方に停車していた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに和解の相手方甲が負傷したものである。

(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成18年11月14日専決）（広報課）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 69,361円（県過失9割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成18年9月22日、企画部広報課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入したところ、左方道路から進行してきた和解の相手方が運転する小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(15) 工事請負契約（県立岩美高等学校体育館改築工事（建築））の締結についての

議決の一部変更について（平成18年11月16日専決）（教育環境課）

体育館建具への防火措置、既存体育館からの<sup>どんちよう</sup>縦帳の移設工事等の追加等により、総工事費が増額することに伴い請負代金の変更を行う。

契約金額：344,085,000円                      345,905,700円

(1,820,700円の増)

報告第3号 長期継続契約の締結状況について

（ 件 数    29 件    ）

資 料 提 供	
平成18年11月27日	
担 当 課	財 政 課
担 当 者	神 門
電話(内線)	7 0 4 3

## 平成18年11月定例県議会付議案

### 議案第25号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（職員課）

職員等の給与等に関し所要の改正を行うものである。

（概要）

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を尊重し、職員の給与の改定等を行う。

- ・ 期末手当の支給月数の引下げ（期末 0.2ヵ月）
- ・ その他諸手当の改定

（配偶者に係る扶養手当の引下げ、第3子以降の子に係る扶養手当の引上げ ほか）

[ 公布日の属する月の翌月1日施行 ほか ]

地方公務員法の規定に基づき、職員に給与を支給する際、その給与から控除できるものを定める。

- ・ 県職員住宅及び駐車場の貸付料
- ・ 財団法人鳥取県職員互助会等の掛金及び償還金
- ・ 鳥取県職員労働組合等の組合費 ほか

[ 平成19年4月1日施行 ]